

協働のためのルールブック 素案



あ ま 市

令和3年3月29日

目次

はじめに	P2
第1章 協働ルールブックとは	P3
1. 目的	P3
2. 協働で目指すこれからのあま市	P3
3. 協働を進める意義	P3
第2章 協働とは何か	P4
1. 協働の概念	P4
2. 協働により期待される効果	P5
3. 協働を進めるための基本ルール	P6
(1) 補完性の原則	
(2) 相互理解の原則	
(3) 目的・目標共有の原則	
(4) 対等性の原則	
(5) 公開性の原則	
4. 市民活動と行政の協働領域一覧（概念図）	P7
5. 協働の形態	P7
(1) 後援	
(2) 事業協力	
(3) 事業共催	
(4) 補助・助成	
(5) 事業委託	
第3章 市の目指す協働	P12
1. 協働における基本姿勢	P12
(1) 共通	
(2) 市民	
(3) 地域組織	
(4) 市民活動団体等	
(5) 事業者	
(6) 行政（市・学校・市民活動センター）	
2. 協働のまちづくりを実現するための各主体の役割	P13
(1) 市の役割	
(2) 地域組織の役割	
(3) 市民活動団体等の役割	
(4) 事業者の役割	
(5) 行政（市・学校・市民活動センター）の役割	
第4章 協働を推進するための取り組み	P17
1. 協働推進体制の整備	P17
(1) 市の総合窓口の充実	
(2) 市役所内の連携体制の充実	
(3) 中間支援組織	

はじめに

あま市では、これまで自治会をはじめとする地域単位の団体や自発的な志をもった市民活動団体と市が協働し「まちづくり」が行われてきました。

平成24年に「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」を策定。平成26年10月に市民活動センターを設置し、市民活動の促進と協働を支えるため、市民や市民活動団体等との拠点として、市民協働の普及や啓発に努めてまいりました。平成28年3月に「あま市みんなでまちづくり市民活動・協働ガイドブック」を作成し、「協働」とはどういったものなのか、また協働についての相談窓口等を案内し、広く市民に浸透していくことに努めてまいりました。

あま市第1次総合計画において、次のように示しております。それらを、踏まえ、地域におけるまちづくりのさまざまな担い手と市がスムーズに協働を進めていくため、「協働のためのルールブック」を作成して協働の考え方や進め方を示すものであります。

※第1次あま市総合計画より抜粋

(1) 基本理念

①地域の力を結集するパートナーシップのまちづくり

多様化・高度化する様々な地域課題を解決していくため、市民、地域組織、市民活動団体等、事業者、行政など地域を構成する様々な主体がまちづくりのパートナーとして、力と英知を結集してまちづくりを共創します。このために、行政は様々な主体が力を合わせてまちづくりを担っていただけるための環境を整備し、全体をコーディネートする役割を果たします。

②人と人との絆を大切にしたいまちづくり

市民一人ひとりの個性や価値観を認め合い、人と人との絆を大切に思いやりの心で支え合いながら、子どもからお年寄りまで全ての市民が健康でいきいきと安全・安心に暮らし、一人でも多くの人が住みやすい、住んでみたいまちづくりを目指します。

③交流と連携による魅力・活力あるまちづくり

これまで各地域で培われてきた歴史、文化、自然、産業などの多様な地域資源を大切に育み、活かしながら、あらゆる分野で、市民をはじめ、地域を構成する様々な主体の交流や連携によって魅力と活力にあふれるまちづくりを目指します。

(2) 基本目標

交流と連携による、一体感のあるまち。

(3) 施策の大綱

①市民と育てる協働のまちをつくる

市民協働による行政運営体制の構築、情報提供・情報公開の推進などにより、全市民の一体感を高める市民協働によるまちづくりを進めます。

②人権を尊重する共助のまちをつくる

すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心にあふれた自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、人権教育や啓発、相談事業などの充実に努めます。同時に男女共同参画の考え方による施策の推進に努めます。

③多様な交流による共創のまちをつくる(6(1)⑤)、(6(1)⑥)

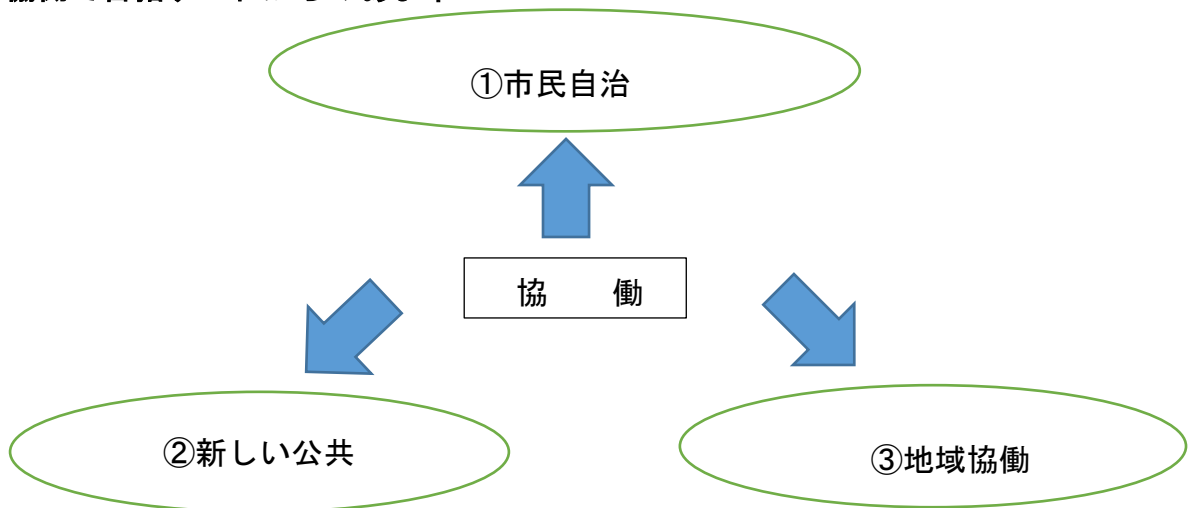
地域組織間のネットワーク化、地域文化交流イベントの開催、国際交流・国際教育の推進など、地域の活力を高める多様な交流の促進に努めます。

第1章 協働ルールブックとは

1. 目的

現状について、協働を求める側と求められる側を結びつけるものが明文化されていない。また、協働による事業がより効果的かつ効率的に進むよう協働事業の進め方について、目的や手続きの在り方など具体的な内容を示し、より一層「協働」を推進する必要があります。

2. 協働で目指すこれからのあま市



①「市民自治」とは

市民がまちづくり活動に参加し、市民の意思を反映して、市民と行政が協力して市の自治に取り組む社会をつくれます。

②「新しい公共」とは

行政の提供する公共サービスに市民が満足するだけでなく、市民と行政が協力しながら、市民に適したサービスを提供していきます。

③「地域協働」とは

まちづくり活動団体が、相互に協力しながら、地域の様々な課題解決や地域価値の向上に向けて取り組みます。

3. 協働を進める意義

「協働」により、①市民自治、②新しい公共、③地域協働という新しい市の社会の実現を目指します。

①「市民自治」の拡充に向けて ～市民参加から協働へ～

これからは、市民が自治の担い手として自らの手で市の課題解決に取り組むことのできる市民自治のシステムをつくりあげていくことが必要です。

「協働」により、市民が自治の担い手として、行政との役割分担・協力の基にまちづくりが行われる本来の自治の姿を目指します。

② 「新しい公共」の構築に向けて ～住みがいのあるまちを目指して～

市に誇りと将来への希望が持てるような「住みがい」のあるまちづくりを目指していくためには、行政が提供する公共サービスの享受に市民が満足するだけでなく、市民が自主的に公共サービスに取り組む必要があります。「協働」により市民と行政が協力しながら市民に適した公共サービスを提供していく、「新しい公共」の姿を目指します。

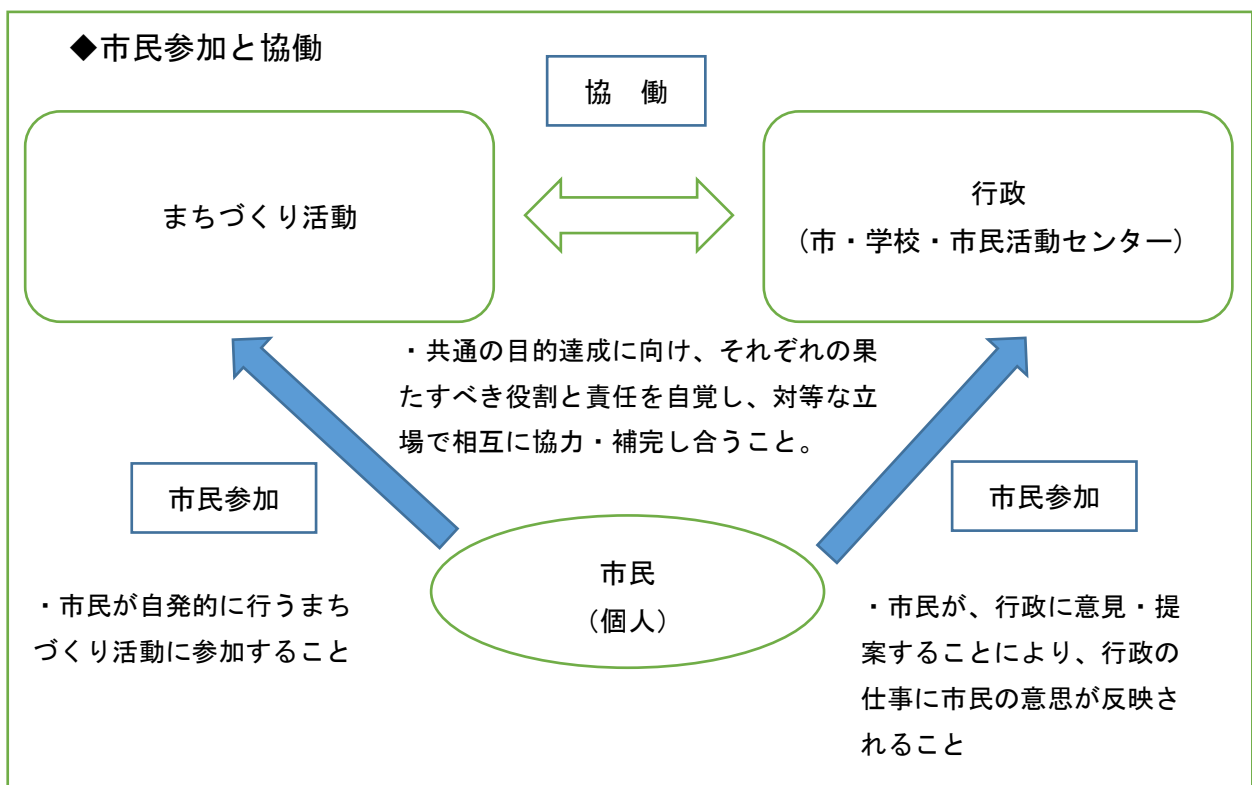
③ 「地域協働」に向けて ～相互扶助の精神による地域力の向上～

地域の様々な課題解決や地域価値の向上に向けて、まちづくり活動団体が相互に協力しながら、地域のことを自ら考え行動できるような「地域協働」が必要です。「協働」により、多様な市民が生き生きと活動する中で、地域の個性や特色を活かしながら地域の価値が高められるような、市に合った新しい地域社会の姿を目指します。

第2章 協働とは何か

1. 協働の概念(2(1)①、2(2)①)

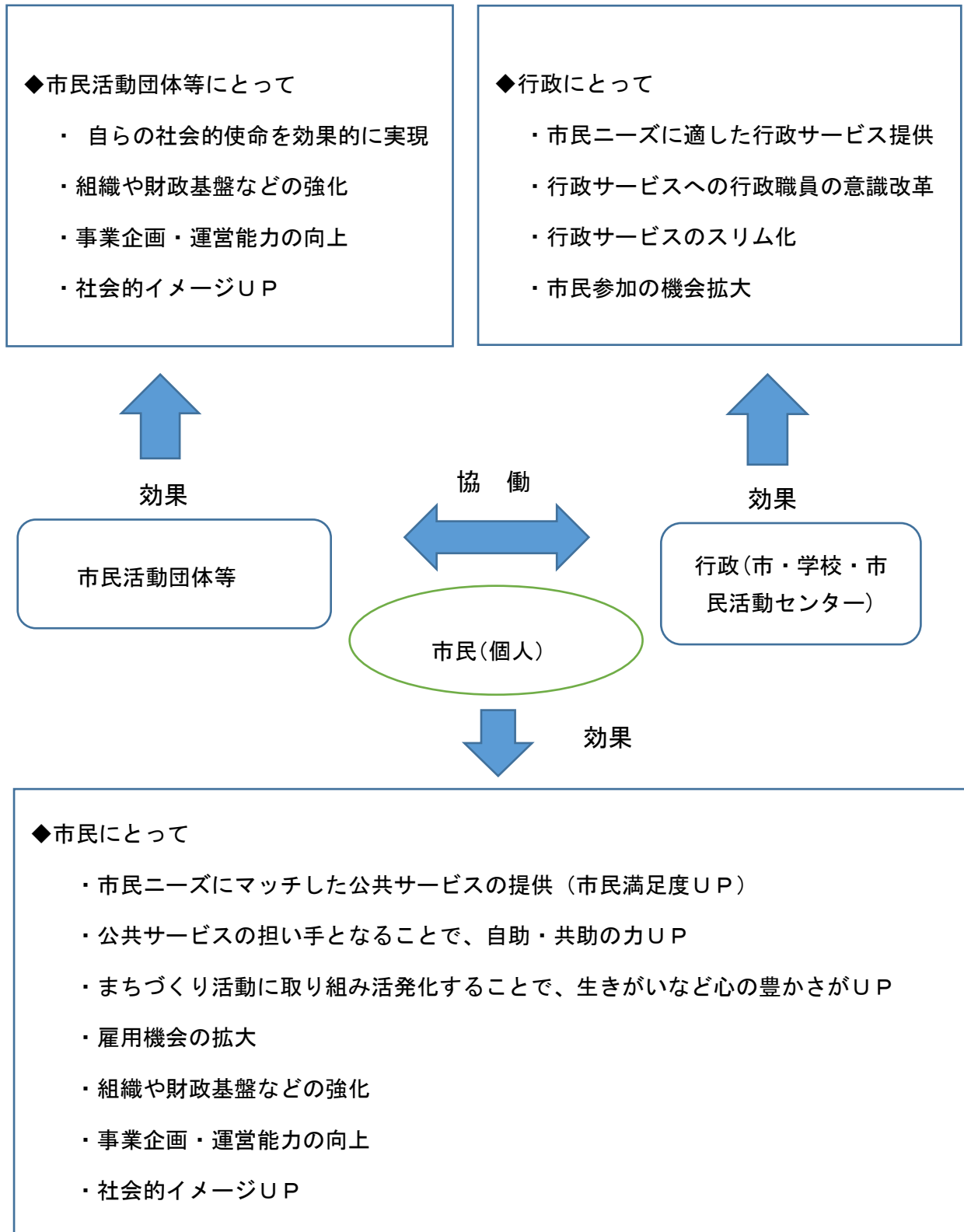
市民、地域組織、市民活動団体、事業者、行政などの様々な主体が、主体的・自発的に、公共の利益の増進といった共通の目的を達成するために、相互の立場や特性を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任をもって、その特性や能力を発揮しつつ、共に考え行動することです。



2. 協働により期待される効果 (2(2)①、6(3)④)

協働により期待される効果とは、協働で取組むことで得られる「相乗効果」にあります。

「市民」、「市民活動団体等」、「行政」それぞれの波及効果を理解し、積極的に取り組ましましょう。



3. 協働を進めるための基本ルール

市民、地域組織、市民活動団体等、事業者、行政などそれぞれの主体は、以下の5つの原則を心構えとして持ちながら協働のまちづくりを進めていく必要があります。

(1) 補完性の原則

市民、市民活動団体、行政等には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に活かすためには、それぞれの「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。

(2) 相互理解の原則

協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。相互に価値観や行動原理が異なっても、お互いの「立場」や「特性」の違いを理解し、尊重し合うことが大切です。

(3) 目的・目標共有の原則

協働するにあたり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意味がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。

(4) 対等性の原則

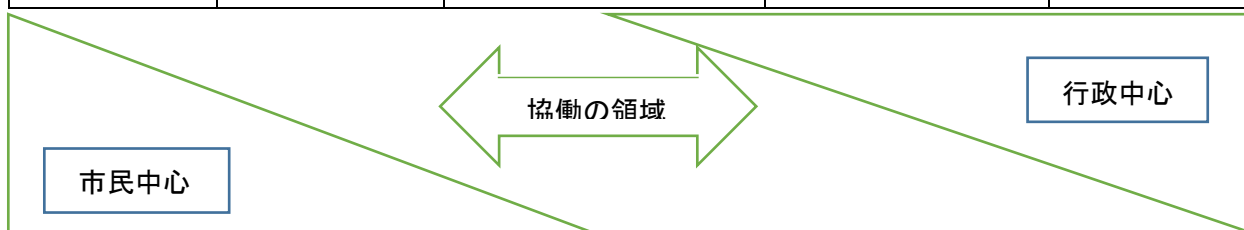
「行政は市民活動団体等を下請け感覚で扱ってしまう」、「市民は行政に対して依然として依存や要望体質である」では今までと何ら変わりません。協働を進めていくときは、相互の自主性・自立性を尊重しつつ、お互いが共にまちづくりの主役であるという主体性を認め合い、対等なパートナーという関係のもとで協働に取り組むよう心掛ける必要があります。

(5) 公開性の原則

複数の主体が共に考え、行動するためには、情報が公開・共有されていることが必要不可欠です。また、自分たちの地域を良くしていくためには、その事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と共感、協力がなければうまくいきません。そのためにも協働を進めるときは、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って、その事業のプロセスや結果などの情報を可能な限り公開し、誰にでもわかるよう「透明性」を保っていくことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。

4. 市民活動と行政の協働領域の一覧（概念図）

市民主体	市民主導	市民・行政	行政主導	行政主体
市民が単独で自主的に行う活動	市民が主体で行政が支援する活動	市民と行政が対等に協働して行う活動	行政が市民の協力を得て行う活動	行政が単独で行う活動
<ul style="list-style-type: none"> ・私益な活動 ・親睦活動 ・特定の価値観を普及する活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治活動 ・地域活性化事業 ・地域課題の発掘 ・地域イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとにきめ細やかな対応が必要（高齢者の生活支援、子育て支援等） ・地域社会と密接な連携が必要なもの（防犯、防災、環境保全等） ・イベント、まつり 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への参画 ・行政計画策定参画 ・公共施設管理、運営 ・パブリックコメント ・アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可 ・行政処分 ・公権力の行使（税の賦課等）
	補助・助成・後援	共催・実行委員会	委託・事業協力	



5. 協働の形態 (1(3)①、1(3)②、1(2)⑤)

(1) 後援

市民、地域組織、市民活動団体等などが行う公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行う（後援という形で行政と名前を連ねる）ことによって、その事業を奨励し、学術、文化及びスポーツの振興並びに福祉の増進に資することを目的としています。直接、行政から経済的、人的、物質的支援を行うものではありません。

》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《	
【市民活動団体】	<p>①後援してもらいたい事業(行事)の趣旨や目的の公益性に関して、行政が適切な判断をすることができるように、十分に説明する必要があります。</p> <p>②公益性を有しているという責任を自覚しながら、後援を受けた事業を遂行する必要があります。</p>
【行政】	<p>①手続の簡略化や事務処理の迅速化に努めるなど、市民活動団体等が後援を受けやすい環境づくりに努める必要があります。</p> <p>②市民活動団体等が後援してもらいたい事業(行事)の趣旨や目的をしっかりと理解し、その公益性に関して的確に審査した上で後援を許可する必要があります。</p>

※関係例規「あま市の後援に関する要綱」

(2) 事業協力

行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態です。一方が主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや、双方が対等の立場で進めるものなど、役割分担や協力内容によって様々な形があります。

目的や役割分担、責任分担などの項目を取り決め、協定書を交わすものや、行政から物品などが支給される場合など様々なケースがあります。

例として「アダプトプログラム」や災害発生時に各種事業者と交わしている支援・協力協定などがあります。

》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《	
【市民活動団体】	<p>①行政が市民活動団体等に協力を求めている事業について、積極的に協力していく姿勢を持つことが大切です。</p> <p>②事業協力の過程で知り得た情報のうち、個人情報などその秘匿が必要な情報については、守秘義務を果たす必要があります。</p>
【行政】	<p>行政として市民活動団体等に協力してほしい取組を促進するため、「アダプトプログラム」などの制度を広く周知していく必要があります。</p>
【共通】	<p>①公の資金を用いなくてもお互いに事業協力することによって、効果的な事業展開ができる場合があることを認識し、情報交換や意見交換を行い、事業協力の可能性を探るよう努める必要があります。</p> <p>②双方が持つノウハウや情報の共有に努めるとともに、事業を円滑に進めるため、随時、進捗状況を確認し事業実施に伴う課題などについてコミュニケーションを図っていく必要があります。</p>

※アダプトプログラムとは、市民と行政が協働で進めていき行政がこれを支援する。

(3) 事業共催

市民、地域組織、市民活動団体等、事業者、行政などが事業主体となって一つの事業を協働で実施する形態です。各主体がそれぞれの経験や人的ネットワークなどの資源を活用しながら、対等の立場で協議し、責任分担を明確にした上で実施します。

実行委員会方式で行うイベント等も一種の事業共催としてとらえています。この方式は、事業実施の責任を担う人々や団体が集まり組織されるもので、それぞれの専門性等を生かすことができることから、単独主催よりも内容を充実させることができます。

》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《	
【市民活動団体】	実行委員会などの方式の場合、行政が運営事務局を担うケースが多くありますが、市民活動団体等は、行政に事務局の運営を任せきりにするのではなく、市民活動団体等が持つ専門性を生かし、状況に応じて事務局を引き受けるよう心掛けることが大切です。
【行政】	事業共催のための企画・運営が円滑かつ迅速に進められるようにする必要があります。
【共通】	<p>①お互いの立場や違いを尊重し、それぞれの得意分野を担当して事業効果を高めるように努める必要があります。そのため、双方が持つノウハウや情報の共有に努めることが大切です。</p> <p>②経費や人の面で役割分担が特定の団体等に偏ったり、相手に対して依存的にならないよう、それぞれが自覚と責任を持つ必要があります。</p> <p>③公の資金が入る場合は、効果的・効率的な方法による事業実施に努めるとともに、常に自覚と責任を持ち適正な支出及び事業の進行管理に努める必要があります。</p> <p>④事業共催を継続することにとらわれ過ぎて事業内容がマンネリ化しないように、創意工夫に努めることが大切です。</p>

(4) 補助・助成

地域組織や市民活動団体等などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成する形態です。

》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《	
【市民活動団体】	<p>①公の資金を使うことに伴う責任を自覚し、公益性を念頭においた効果的・効率的な方法による活動実施と適正な支出に努める必要があります。また、補助・助成事業の完了時の報告書の提出など、事業完了後の事務手続等を遅滞なく遂行する必要があります。</p> <p>②補助・助成ありきの取組だけに終始することなく、補助・助成をきっかけに持続的な活動や自立的な活動への発展をめざす姿勢や意欲を持つことが大切です。</p>
【行政】	<p>①より多くの市民活動団体等に助成の機会を提供するために、十分な広報に努める必要があります。</p> <p>②市民等への説明責任を意識しながら、公益性や目的の明確性などの観点から助成交付先を公正に選定する必要があります。</p> <p>③補助・助成によって進める事業は、基本的に市民活動団体等が自発的・主体的に行う事業である性格を有していることを、十分理解する必要があります。</p> <p>④補助・助成には、市民活動団体等を育成する目的を有していることを踏まえ、必要に応じて適切な相談とアドバイスに努める一方で、市民活動団体等の自立性や自主性を損なうことがないよう過剰な関与を控えることが大切です。</p>
【共通】	補助・助成の財源が公の資金であることを認識する必要があります。

※関係例規「あま市市民活動センター事業実施要綱」、「あま市コミュニティ活動推進事業補助金交付要綱」

(5) 事業委託

行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民、地域組織、市民活動団体等などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるものです。

》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《	
【市民活動団体】	<p>①委託事業実施にあたって、公の資金を使うことに伴う責任を自覚し、事業内容や支出における透明性、効率性、有効性の向上に努める必要があります。また、契約事務をはじめ、市との打ち合わせや協議、進捗状況等の報告、委託事業完了時における報告書の提出や契約の履行に係る事業完了の確認・検査などの事務手続が必要なことを理解し、遅滞なく遂行する必要があります。</p> <p>②事業委託の過程で知り得た情報のうち、個人情報などその秘匿が必要な情報については、守秘義務を果たす必要があります。</p>
【行政】	<p>①市民活動団体等の委託先を下請けとして扱うのではなく、協働の対等なパートナーとして位置づける必要があります。</p> <p>②市民活動団体等への委託をする場合、事業にかかる経費を考慮し、適正な委託費を確保する必要があります。</p> <p>③委託事業の最終的な義務と責任が行政側にあることを十分認識し、委託先である市民活動団体等の自主性・自立性を尊重しなければなりません。</p> <p>④委託先に任せきりにするのではなく、常に事業の進捗等を見守りつつ、十分なコミュニケーションと必要に応じた適切な相談とアドバイスをを行いながら、双方合意のもとで事業推進を図っていく必要があります。</p> <p>⑤市民活動団体等と行政が共に成長する機会の創出が事業委託の目的の一側面としてあることを認識しながら、市民活動団体等の新たな挑戦を応援する姿勢で事業委託を推進していくことが大切です。</p>
【共通】	<p>①双方の長所が発揮されるように、事前及び実施過程において、十分な協議と調整を行うように努め委託事業の目的・内容を十分に共有する必要があります。</p> <p>②委託で行政から支出される費用は公の資金であることや受益者が市民であることを十分認識し、効果的・効率的な方法による事業実施に努めるとともに、常に自覚と責任を持って適正な支出及び事業の進行管理に努める必要があります。</p>

第3章 市の目指す協働

1. 協働における基本姿勢

(1) 共通

- ①「まずは試しに一緒に（協働で）やってみよう」という心構えを持ちましょう。
- ②お互いが日頃から積極的に情報交換を行い、常に意思の疎通を図りましょう。
- ③各々が実施している活動について、日頃から協働の可能性を探るような意識を持ちましょう。
- ④協働の際にお互いの考えや価値観のずれが生じた場合、すぐに否定的な結論を出さずに、お互いが時間をかけて話し合い、ずれを修正するよう努力しましょう。
- ⑤協働事業を進めるにあたって、事業の進行に遅れが生じたり、事業の継続が困難になるような不測の事態（＝リスク）が生じる可能性もあります。そのため、各々がどのようなリスクが存在するか十分に注意を払い、回避するための対策を立てておくことが大切です。（リスクマネジメント）

(2) 市民

- ①「自分たちで出来ることは自分たちの手で」という意識を持ちつつ、まずは、できることを無理なく、できる範囲から始めましょう。
- ②個人の想いで終わるのではなく、想いを「地域の力」へと発展させていく姿勢を持ちましょう。

(3) 地域組織

- ①「自分たちの地域は自分たちの手で」という自治の精神と、困ったときは「お互いさま」という相互扶助の精神を持ちましょう。
- ②地域に根ざした市民活動に対する理解と、できる限りの支援を促す姿勢を持ちましょう。

(4) 市民活動団体等

- ①想いのみではなく、実現性を十分に考慮した上で行動するよう心がけましょう。
- ②行政には様々な制約があり、ルールに沿って動いているということを理解しましょう。
- ③公の資金を使う場合は、その責任を自覚しましょう。
- ④協働は「ともに力を合わせて共通の目的に向かって活動すること」であり、行政に頼り切ってしまうないように心がけましょう。

(5) 事業者

- ①地域社会の一員として自覚を持ち、市民活動に対する理解促進に努めましょう。
- ②市民活動への積極的な参画に努めましょう。

(6) 行政(学校・市民活動センター)

- ①「市民に任せてみよう！」という心構えを持ちましょう。
- ②市民のニーズを的確に把握・分析し、市民が担える部分についての検討を行いましょう。
- ③市民活動を促進支援する行政の仕組みづくりを行いましょう。
- ④行政職員は、「市民全体の奉仕者」であることを再認識しましょう。
- ⑤市民活動の果たす役割の重要性を認識し、市民協働に向けて努力しましょう。
- ⑥協働の際には、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を全てにおいて市民参画を促しましょう。
- ⑦協働事業を実施する際、行政職員は市民に対して「見守る」姿勢を持ちましょう。
- ⑧事業は丸投げや下請け感覚になるのではなく、「できることは協働で」という姿勢を持ちましょう。

2. 協働のまちづくりを実現するための各主体の役割

協働のまちづくりの主体は、図表のように5種類に区分することができます。協働のまちづくりを進めていくにあたって、各主体はそれぞれの役割を担っていくことが大切です。

協働のまちづくりの主体

市民	市内に住んでいる人をはじめ、通勤・通学している人、市内で社会・経済的な活動をしている人を指します。
地域組織	行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織を指します。
市民活動団体等	特定非営利活動法人（NPO法人）、任意団体（法人格を持たないNPO、ボランティア団体、文化芸術やスポーツの活動を行う団体）など、特定のテーマに対する共感によって繋がりを持つ組織を指します。
事業者	企業、商店、商工会などを指します。
行政	市役所及び関連機関（学校・市民活動センター等）を指します。

（1）市民の役割

①情報の収集

地域で抱えている課題やまちで、おこっていることを「自分のこと」として認識して、一人一人の市民がまちづくりに少しでも関心を持つため、新聞、広報、市のホームページや様々な機会を通じて、まちの情報を収集することが大切です。

②地域活動への参加

自らがまちづくりの主体であることの認識と自覚を持ち、市民同士で学び合い、育ち合いながら、自分の住む地域の活動に関心を持って、自主的かつ主体的に参加するよう努めることが大切です。

③市民活動・社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かしていこうという姿勢を持つことが大切です。

④市民の声を届ける場への積極的な参加等

自分が住んでいる地域をより良くするために、市民の声を市や地域団体などに届ける場に積極的に参加し、考え方の異なる人との対話を重視しながら、建設的な意見表明を行うよう努める必要があります。また、自分の困りごとは、自分だけの問題にとどまらない地域の困りごとであることも少なくないことから、困りごとを自分だけで抱え過ぎずに相談をするなど声を発することも大切です。

(2) 地域組織の役割

①地域住民同士の交流・連携の促進

少子高齢化や娯楽の多様化で、地域の行事が失われつつあります。地域住民が参加できる催しを開催することにより(2(3)②)、地域住民同士の交流・連帯を図ることが大切です。(2(1)②、2(4)③)

②情報の共有

市政情報や地域の情報を地域住民同士で共有することが大切です。そのための機関紙を発行するなどの発信方法(1(2)②、1(5)①、2(4)②)を行っていくことが今後より一層求められます。

③多様な地域住民のニーズ把握等

シニア層、青少年、障がい者や在住外国人など、地域で暮らす多様な住民の声に耳を傾けてニーズを把握(3(2)③、6(1)①)することが大切です。また、これら、多様な地域住民が力を発揮できる機会を設け(2(3)①)、いろいろな意見を取り入れながら活動を進めることが大切です。

④地域の中の組織づくり

住民の一番身近な生活の場において、地域組織は、防災・防犯、環境、福祉な

ど、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っており、今後その役割はより一層重要性を増します。今後は、地域課題解決に主体的に取り組めるように地域における人材育成・組織づくりが求められます。

⑤地域の課題解決

市民活動団体等や行政などと連携しながら、地域の課題を自ら探し、地域住民同士で共有し、みんなで考え行動して、解決していくような主体的なまちづくりを進めていくことが大切です。そのため、他の地域と情報交換をしたり、市民活動団体等との連携を進めたりすること(2(3)①、②)が求められます。

(3) 市民活動団体等の役割

①専門的知識や情報の活用と地域ニーズ等の把握

特定の目的達成のためにつくられた団体で、様々な分野の活動があるため、行政では取組が難しいと思われる課題に対しても、柔軟に対応することができます。

今後は、先駆性や自発性、専門性など市民活動団体等が有する特徴を生かしつつ、地域ニーズやまちの課題に関心を持ちながら、公益性の高い社会的課題の解決に取り組むことが大切です。

②活動の場の提供

自分たちの活動情報を積極的に発信しながら(2(1)①)、市民に生きがいや自己実現、社会貢献のきっかけや活動の場を広く提供することが大切です。

③活動の輪の拡大

行政や地域団体等が開催する様々な催しに参加したり、他の市民活動団体等、地域団体等とのネットワークを築いたりしながら(1(1)①)、活動範囲を広げていく姿勢を持つことが大切です。

④公益活動の推進

多様化する市民ニーズに応じて、地域団体や行政と連携・協働しながら(1(5)①)、新しい公共の実現をめざしていく姿勢が求められます。

(4) 事業者の役割

①まちづくりへの参加

事業者も地域の一員であることを意識しつつ、地域組織や市民活動団体等、行政と連携しながら、事業者の社会的責任として積極的にまちづくり等に参加していくことが大切です。

②地域活動・市民活動への支援

市民活動団体等、地域団体の活動に対して、資金的支援や人的な支援(1(4)①)の

ほか、事業者が持っている情報や技術、ノウハウ等の提供を通じて、地域社会への貢献などの社会的責任を果たすことが大切です。

③社会貢献活動のための環境づくり

地域活動やボランティア活動を通して、従業員が人間的成長をすることが事業者にとってもメリットになるという観点から、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整えるよう努めること(1(4)③)、(4(1)③)が大切です。

(5) 行政(学校・市民活動センター)の役割

①情報の提供・共有

市民活動やまちの動きを的確に把握する(5(1)①)とともに、事業計画や進捗状況などをわかりやすく情報の発信、提供し(1(5)②、5(3)②、1(2)①)、市民や市民活動団体等との情報共有(1(5)③)に努める必要があります。

②協働の環境条件の整備

市民活動に対する支援体制や活動拠点の整備・充実(1(5)⑤)、市民活動団体等とのネットワーク構築(5(3)③)、(5(3)④)などによって、協働しやすい環境条件を整える(1(1)③)必要があります。

③参加・参画機会の充実

多くの市民や市民活動団体等が市の事業に参加できるよう、参加機会の充実を図ります。(1(1)④)、(5(3)①)また、計画段階から市民が積極的に関わられるような体制を整備する必要があります。

④人材の育成

各種講座や講演会などの学習の場を通して、市民同士で学び合い、育ち合う機会を提供して、市民自治やまちづくりの担い手を発掘(5(2)②)・養成していく必要があります。

⑤職員の協働意識の醸成と市民との信頼関係の構築

協働に関する職員研修の開催や地域の活動への参加促進により、職員の協働意識の醸成に努める必要があります。また、市民活動の現場に足を運び、市民との対話を積極的に行うことによって、市民との信頼関係を構築することが大切です。

⑥協働に対する理解促進

講演会の開催や防災対策などの協働事例のPRなどを行い(6(3)②)、協働に対する理解と実践意識を浸透させていく必要があります。

第4章 協働を推進するための取り組み

1. 協働推進体制の整備

協働を推進するには、現状の市の組織体制を点検し、一層の柔軟性・迅速性の機能を持たせることが必要です。

また、市民・NPOの市民活動団体等の支援体制を整備し、従来の組織・活動の枠にとらわれないネットワークなどを通じて、協働事業を推進することが重要です。

なお、各施策の進行にあたっては、「計画（Plan）」「実行（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Action）」のPDCAサイクルを繰り返し行うことで、施策の効果を着実なものとし、協働のためのルールブックの実効性を高めることができます。

(1) 市の総合窓口の充実(5(1)③)

市民や市民活動団体等の相談に適切に対応し、市役所内の調整が円滑にできるよう総合窓口として充実を図ります。

- ・ 取り組み方法・・・・・・・・協働に関する総合窓口の充実

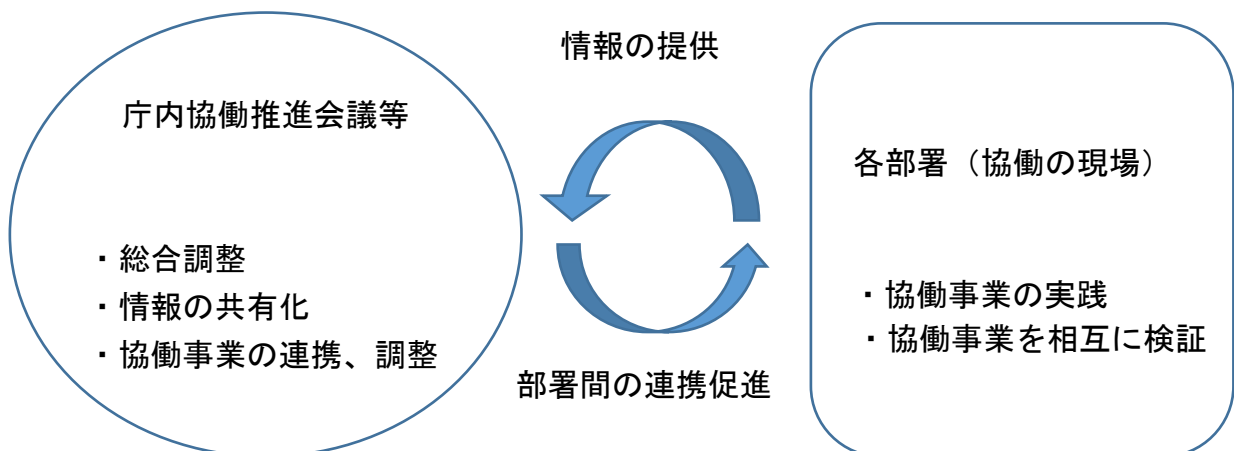
(2) 市役所内の連携体制の充実

市役所内の協働推進の徹底や協働事業の成果の共有を図るため、関連各課の連携体制の充実を図ります。

- ・ 取り組み方法・・・・・・・・協働の推進を全庁的に取り組むため「庁内協働推進会議等」の開催

※会議等では、各部署で取り組む協働事業の情報を集約・共有化し、協働事業間の連携・調整、方針の徹底を図る。市全体の協働推進の総合調整など取り組みを主導し、協働事業の成果や検証の情報に基づき、以後の協働事業へ反映させる。

【市役所内の連携体制図】



(3) 市民活動センター（中間支援組織）(4(1)④)

協働を推進する中では、市民活動団体等の支援、市民活動団体同士または市と橋渡

し的な役割（中間支援機能）を担う組織の存在が重要です。

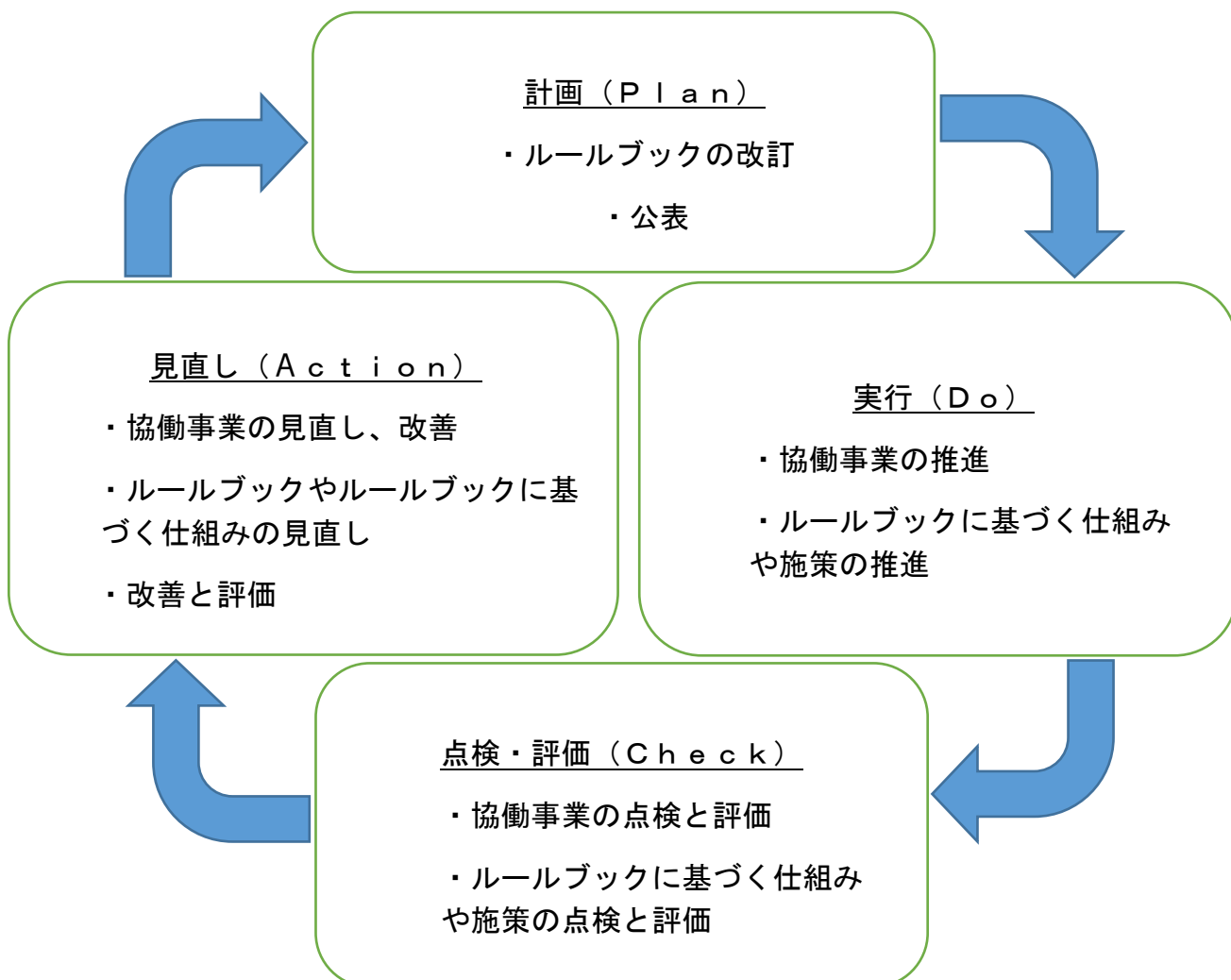
中間支援組織は、人材の確保、資金の調達方法、更には組織運営方法などのノウハウを市民活動団体等へ提供し、協働事業に取り組む団体の底力アップを支援します。

- ・ 取り組み方法 中間支援組織の機能の充実

※充実を図る機能

- ①コンサルティング機能 ②コーディネート機能 ③調査・研究機能

【協働を進めるためのPDCAサイクル】



協働を考えている

	チェック項目	チェック
1	目的を共有できる	
2	お互いの特性や得意分野が活かされる	
3	実現の方法を共有できる	
4	信頼関係を築ける	
5	社会的立場やお金に関わらず、対等になれる	
6	手間をかけても協働で取り組む意義や効果がある	

計画段階において

	チェック項目	チェック
1	課題や目的、成果目標についてよく話し合う	
2	お互いの特性や得意分野を理解する	
3	それぞれ何ができるか考え、役割と責任分担を話し合う	
4	経費負担や、資金の運用・管理方法を話し合う	
5	「ルールブック」などを活用し、重要な事項は文書化してお互いに確認する	
6	事業を計画中であることを、ホームページなどで発信する	

実施段階において

	チェック項目	チェック
1	課題や目的、成果目標、手法などをふりかえり、修正しながら取り組む	
2	お互いの強みや得意分野を活かし、助け合って取り組む	
3	相手に任せきりにせず、お互いが役割を自覚して積極的に取り組む	
4	経費負担や、資金の運用・管理方法は計画どおり行われているか。また変更が生じた際は、その都度話し合う	
5	言いたいことを言える対等な関係で事業を進める	
6	事業の進み具合を、ホームページなどで発信する	

第5期 まちづくり委員会 委員名簿

	氏名	ふりがな	活動等
	大西 純滋	おおにし じゅんじ	地域学校協働本部
	青海川 祐城	おおみかわ ゆうき	あま市商工会
	カンデル サンデス	かんでる さんです	あま市国際交流協会
	北野 まり子	きたの まりこ	高齢者支援パールの会
◎	小林 優太	こばやし ゆうた	NPO法人ほっとネット・みわ
○	佐藤 亮治	さとう あきはる	あま市観光協会
	副島 美貴	そえじま みき	自然派ママの会@あま市
	塚本 晃規	つかもと あきのり	北苅住宅自治会
	中島 鉄夫	なかしま てつお	あま市防災ネット
	原 一晃	はら かずあき	甚目寺コミュニティ協議会
	三浦 明里	みうら あかり	にこりPARK
	溝口 紘	みぞぐち こう	金岩地区コミュニティ協議会
	横井 三千代	よこい みちよ	あま市小学校長
	横田 健司	よこた けんじ	あま市中学校長
	横山 亜矢子	よこやま あやこ	NPO法人ママ・ぷらす
	渡邊 みづえ	わたなべ みづえ	あまちゃんの会

※◎は委員長、○は副委員長

発行年月 令和4年2月
発行 あま市
作成 第5期あま市まちづくり委員会
編集 愛知県あま市 企画財政部 企画政策課
〒490-1292
愛知県あま市木田戌亥18-1
電話 052-444-1712
F A X 052-444-0982